

11 条の補足

- (1) 酒気を帯びた状態にある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。
- (2) 事業用自動車の運転者に対し、点呼を行い報告を求め、指示を与え記録し及びその記録を保存する。
- (3) 乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、過労その他の理由により安全な運転をし又はその補助をすることが出来ない恐れがある乗務員を事業用自動車に乗務させない。
- (4) 選任された者その他旅客自動車運送事業者により運転者として選任された者以外の者に事業用自動車を運転させてはならない。
- (5) 乗務員台帳を作成し、営業所に備え置く。
- (6) 事業用自動車の乗務員に対し、指導、監督及び特別な指導を行うとともに、記録及び保存を行う。
- (7) 事業用自動車の運転者に対して適性診断を受けさせる。
- (8) 統括運行管理者は、運行管理者の業務を統括する。
- (9) 事業用自動車の運転者に対し、乗務記録をさせ、及びその記録を保存する。
- (10) 当該運行が旅客の運送を目的としない場合を除き、旅客自動車運送用自動車の運転の要件に関する政令（昭和 31 年政令第 256 号）の要件を備えない者に事業用自動車を運転させない。

12 条の補足

- (1) 運転者が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続することが出来ない恐れがあるときは、あらかじめ、交替する為の運転者を配置する。
- (2) 事業用自動車に係る事故が発生した場合は 18 条—21 条まで内容を記録し、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において 3 年間保存する。
- (3) 運行の主な経路における道路及び交通の状況を事前に調査し、かつ、当該経路の状態に適すると認められる自動車を使用する。
- (4) 自動車事故報告規則第 5 条の規定により定められた事故防止対策に基づき、事業用自動車の運行の安全の確保について、従業員に対する指導及び監督を行うこと。

23 条の補足

- (1) 天災その他の理由により輸送の安全の確保に支障が生ずる恐れがあるときは、事業用自動車の乗務員に対する必要な指示その他輸送の安全の為の措置を講ずる

24 条の補足

- (1) 駐停車禁止場所での旅客の乗降は行わないこと。
- (2) 近隣の交通に迷惑をかけるような場所での旅客の乗降は行わないこと
- (3) 乗降口の扉を閉めた後でなければ発車しないこと。
- (4) 乗降口の扉は停車前に開かないこと。